

令和6年11月28日

中小企業退職金共済制度加入事業所 各位

太田市長 清水 聖義
(公 印 省 略)

太田市中小企業退職金共済制度加入促進助成金申請書の提出について

初冬の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より本市労働行政におきまして特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「中小企業退職金共済制度」に加入している事業所を対象に、契約成立月から1年間にわたる新規被共済者掛金について月額の20%を助成しています。

つきましては、貴事業所において対象となる被共済者がいらっしゃいましたら、提出フォーム掲載の記入例を参考に書類作成し、対象者の退職金共済手帳の写しを添付して、令和6年12月27日（金）までにご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、申請期限を過ぎた場合助成対象外となるため、必ず期限内のご申請をお願いいたします。

記

【提出書類】（1～3は申請書類提出フォームからダウンロードしてください）

1. 別記様式（第6条関係）助成金申請書 2. 退職金共済掛金内訳書
3. 請求書 **4. 退職金共済手帳のコピー**

※今年度から、申請書類への押印が不要になりました

【申請書類提出フォームURL】

<https://logoform.jp/form/VswA/815961>

【提出方法】

LoGoフォームにより提出または太田市役所 産業政策課 経営支援係へ郵送

【注意事項】

- 1 **退職金共済手帳の写し**を必ず添付してください。 ※別紙見本を参照
- 2 助成金交付対象となるのは、新規被共済者に限られます。
- 3 助成金交付の対象期間は、契約を締結した月から起算して12箇月です。

【 例 ① 】 令和6年3月新規加入の場合

令和6年3月～12月の10箇月が今年度の対象期間です。

残りの令和7年1月～2月の2箇月分は来年度の対象期間となります。

【 例 ② 】 令和5年7月新規加入の場合

令和5年7月～12月の6箇月は昨年度の対象期間でしたので、残りの

令和6年1月～6月の6箇月が今年度の対象期間となります。

- 4 **申請期限までに共済手帳が届かない、提出フォームにファイルが添付できない**
など、申請に際してご不明な点がございましたら、産業政策課にご相談下さい。

【お問い合わせ】

太田市役所 産業環境部 産業政策課
経営支援係 （担当：大橋）
TEL 0276-47-1846（直通）